

滋賀県議会議員

九里学レポート

発行：くのり学後援会
発行責任者：九里学
編集責任者：中井光繁
〒520-3031 栗東市錦7丁目11-39 ファミールエポック202
TEL:077-554-1310 FAX:077-554-1384
Mail to : try@9ri.jp

2013年
第105号
立夏号

～栗東市民の声を滋賀県へ～今春中に実現する現場の進捗状況(4月)



障害児施策の充実のため
ことばの教室を訪問(4/12)
安養寺地先



危険箇所・中沢団地
交差点の表示を改良する
(4月中旬)



川辺県営住宅
第4期新築工事を平成25年度
予算化(4/23)川辺地先



滋賀県工業技術センターの施設
整備費を平成25年度予算化
(4/15)上砥山地先



中の井川浚渫工事始まる
(4/18～4/25)緒七里地先



県道石部草津線辻越付近の
交差点を安全改良
(4月下旬～)御園辻越地先



栗東信楽線成谷付近の下水道
工事始まる(3月～)
荒張地先



荒張成谷地区の傾斜地
崖崩れ防止工事進捗中
荒張地先



県道上砥山上鈎線中浮気団地
付近の道路を補修(5月～)
上砥山地先

～くのり学が県民と考える地方議会改革 vol.1～

議会と住民参加の活性化の関係

[自治体の参画と協働の条例・要綱等]

ポイント

住民参加は新しい段階にある。審議会のメンバーを首長が任命する方式から、すべてとはいえないまでも公募制の採用に変わった。執行機関から住民側に出された提案に意見をいう場、いわば陳情の場から住民自身が議論し提案する場が変わった。さらに、執行機関の姿勢が聴き置くから、尊重するに変わったことも重要である。これに議会はどうかわるべきか考えよう。

1. 住民参加が進めば進むほど、議会在蚊帳の外に置く発想が浸透しはじめている。「『市民が出した結論を、その市民によって選ばれた議員が覆してよいのか？』この命題が、議案審議する議員の上に、この上なく重くのしかかってきた」(高井章博)。質疑は、活発にやるけれども、最初から可決・成立は決まっているのが現状だという。議員は、議会という場で議論できるがゆえに住民参加に参加できず、住民参加の議論を経た結果を受け入れるしかない。

住民参加の充実は、従来の執行機関だけで決定する方式を大きく転換させることになった。住民の意向は、住民参加を行った執行機関へと向かう。そうして形成された政策は、住民がつくったもの、住民に認められたものというように、正統性を備えたものとなる。その場合でも、議会の住民代表という正統性は失われるわけではない。

2. 住民参加は、首長の専売特許ではない。むしろ、議会が住民参加を行うことができるし、やるべきである。多様な議員がいることによって、多様な市民の意向もより理解しやすくなるし、問題点も抽出できる。

またこうした執行機関への住民参加は潜在化していたさまざまな問題を地方政治の場に登場させる上では重要な制度である。その開放性に向けた制度設計が必要である。しかし、そのように開放的な住民参加制度が導入されても、議会は正統に選挙された議員によって構成される唯一の合議体である。住民も全体を視野に入れ議論することはできるが、議会こそが全体を視野に入れ調整できる合議体のはずである。

ひとこと

議会が、住民参加を導入しようという試みははじまっている。

選挙された合議体としての議会の正統性に打ち勝つものがあるとすれば、住民投票であろう。

平成25年度から滋賀県の組織・体制がこうかわります

【知事直轄組織】

地震・危機管理室および原子力防災室を設置

【商工観光労働部】

1. 中小企業支援課を設置 2. 新産業振興課をモノづくり振興課に改称

【教育委員会】

1. 学校支援課を設置 2. 生徒指導・いじめ対策支援室を設置 3. 国体準備室の設置

【総務部】

1. 債権回収特別対策室の設置 2. 自治振興課を市町振興課に改称

【琵琶湖環境部】

理事(琵琶湖政策担当)の設置

【健康福祉部】

理事(子育て・子育て支援担当)の設置

【農政水産部】

地域農業戦略室の設置

【土木交通部】

高速・幹線道路推進室の設置

【病院事業部】

疾病・介護予防推進室の設置